

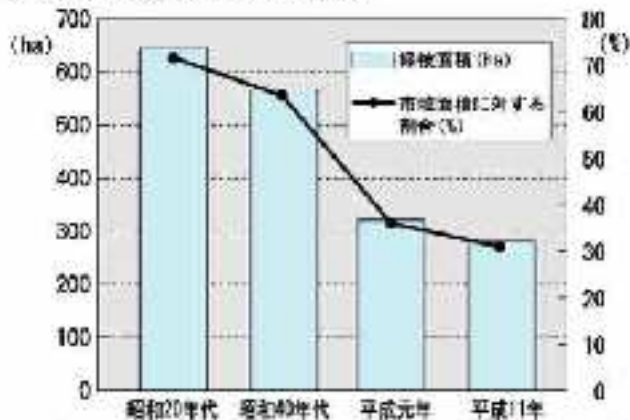
## 自然再生条例の制定(全国初、2001.10.1施行)

### 「自然再生」とは

志木市に自然はあるの?自然とは大気、水、土壌、動植物を一体として、総合的にとらえたものとされています。この中で、開発に伴って失われる自然、特に、緑の減少は大きくなっています。

このような状況の中で、市は自ら自然をたいせつにする姿勢を示すため、平成13年10月1日から「[志木市自然再生条例](#)」(全17条)を全国に先駆けて施行しました。緑はどのくらい減ったか?

志木市の緑被面積の推移



※緑被面積とは、航空写真や図面上確認された、建物で覆われた部分の面積をいいます。

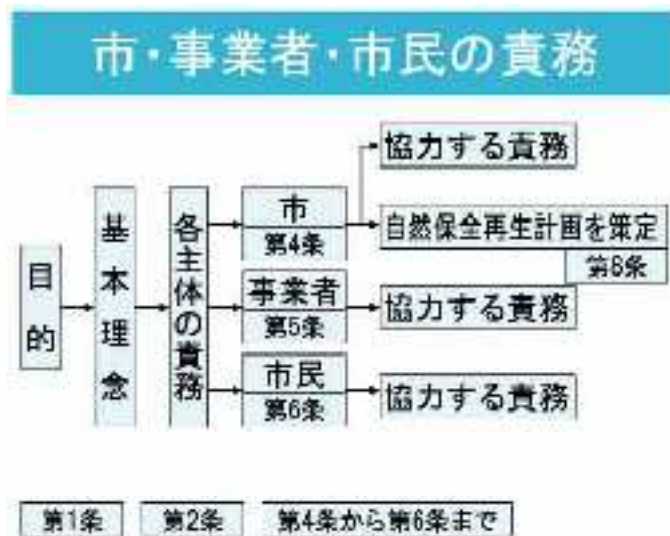
市内の緑は、この50年の間に半減してしまいました。開発の裏で自然破壊が進んでしまったことを、深刻に受け止めなければなりません。

志木市は、平成5年から緑化基準を設け、開発面積ごとに緑化割合が定められています。また、このほかにも、さまざまな緑化に関する制度が整備されています。

志木市のさまざまな緑化の取り組みの具体例と効果

指導要綱	敷地内の緑化	敷地面積500 以上、1,000 未満の場合、敷地の5%を緑化する。 1,000 以上の場合、敷地の10%を緑化する。
	歩道緑化	敷地面積1,000 未満の場合、敷地内の道際に面する部分の30%を緑化する。 1,000 ～5,000 で50%、5,000 ～10,000 で70%、10,000 以上で80%。
緑化制度	要戸樹木の指定・助成	緑の保全及び緑化の推進を図るため、緑の調査や保存樹木の指定及び助成、苗木の配布事業を進める。
	生け垣の設置奨励金の交付	緑化の推進と世帯の防犯に寄与するため、生け垣を奨励、設置費の一部を奨励金として交付する。
	家庭の新築記念樹木贈呈	緑化意識の高揚と居住環境の向上のため、家庭の新築者にツツジ2本またはモクセイ1本の苗木を申請者に贈呈する。
	みどりの基金	緑化の推進と緑地の保全に必要な土地の取得費用に充てるため、基金額を常設設置する。
	ふれあいの森提供事業	市内に残された数少ない牧林を、市が地権者から借り上げている。尚林地内には放棄路を整備し、市民が憩とふれあえる場として開放している。

## 基本理念と責務



この条例は、「自然の保全及び再生は、現在及び将来の市民が、自然からの恩恵を持続的に得るために、自然の量的かつ質的な価値を高め、自然と共生した心豊かなまちを創造していくこと」を基本理念としています。

更に、全国で初めて、ミティゲーション(影響緩和手法)の考えに基づき自然への影響の回避や最小化、代償(代替や補償)といった手法で、自然を保全し、再生していく責務規定を設けています。

### 市政における本条例の意義

この条例制定により、次の効果を期待しています。

**そこに住む市民が、忘れかけていた身近な自然の復活**

**政策・計画を策定する段階で、開発に伴う自然の減少をくい止める効果**

**各種マスタープランの既存施策を、計画的に推進する原動力**

### 自然の保全と再生の展望

市民の視点を取り入れ、わかりやすく実現可能な再生計画を策定するため、市民の参加を得ながら、計画策定プロジェクトチームを設置していきます。

更に、市が行う公共事業は、志木市自然再生条例運営実施要領を別に定めており、道路や公園の整備事業、公共施設の建設事業などについて適用し、自然再生事業が進められていきます。

また、すでに実施した公共事業では、動植物の影響を最小限にとどめる努力が始まっています。